

横浜市生食用食肉取扱者に関する要綱 新旧対照表

現行	改正案
(目的) 第1条 この要綱は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部を改正する告示（平成23年9月12日付け厚生労働省告示第321号。以下「告示」という。）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（平成23年9月12日付け食安発0912第7号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知。以下「部長通知」という。）に基づき、生食用食肉による食中毒の発生を防止するため、認定生食用食肉取扱者の資格・養成講習会、生食用食肉取扱者の届出等に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要綱における用語の意義は、告示及び部長通知に準ずる。また、それ以外の用語の意義は、次に定めるところによる。 (1) 食品衛生責任者とは、<u>横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例及び施行規則</u>に規定された者をいう。 (2) 生食用食肉取扱者とは、法第48条第6項第1号から第3号までのいずれかに該当する者、同項第4号に該当する者のうち食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第13項に規定する食肉製品製造業（法第48条第7項に規定する製造業に限る。）に従事する者及び認定生食用食肉取扱者をいう。	(目的) 第1条 この要綱は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。<u>以下「法」という。</u>）第13条第1項の規定に基づく、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部を改正する告示（平成23年9月12日付け厚生労働省告示第321号。以下「告示」という。）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（平成23年9月12日付け食安発0912第7号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知。以下「部長通知」という。）に基づき、生食用食肉による食中毒の発生を防止するため、認定生食用食肉取扱者の資格<u>及び</u>養成講習会、<u>並びに</u>生食用食肉取扱者の届出等に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要綱における用語の意義は、告示及び部長通知に準ずる。また、それ以外の用語の意義は、次に定めるところによる。 (1) 食品衛生責任者とは、<u>食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第66条の2第1項に基づく別表第17第1号</u>に規定された者をいう。 (2) 生食用食肉取扱者とは、法第48条第6項第1号から第3号までのいずれかに該当する者、同項第4号に該当する者のうち食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。<u>以下「政令」という。</u>）第35条第15項に規定する食肉製品製造業（法第48条第7項に規定する製造業に限る。）に従事する者及び<u>次条に規定する</u>認定生食用食肉取扱者をいう。

現行	改正案
(認定生食用食肉取扱者) 第3条 <u>告示2(3)</u>に規定する、都道府県知事若しくは地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の規定に基づく政令で定める市及び特別区の長(以下「都道府県知事等」という。)が、<u>生食用食肉</u>を取り扱う者として適切と認める者は、次のいずれかに該当する者とする。 (1) 市長が実施する、若しくは市長が指定する生食用食肉の安全性確保に必要な知識を習得する講習会(以下「認定生食用食肉取扱者養成講習会」という。)の課程を修了した者。 (2) 食品衛生責任者になるための資格を有する者(ただし、<u>告示2(3)</u>に規定する<u>食品衛生法及び食品衛生法施行令</u>に基づく資格を除く、及び加工を行う施設に従事する場合は、次条に規定した認定生食用食肉取扱者養成講習会の課程を修了した者に限る)。 (3) 他の都道府県知事等が、認定生食用食肉取扱者として認める者。 (認定生食用食肉取扱者養成講習会) 第4条 前条の認定生食用食肉取扱者養成講習会における講習の項目は次に掲げるとおりとする。なお、受講者が生食用食肉の加工を行う施設の食品衛生責任者の場合は、<u>(3)</u>に規定する項目について受講を免除することができる。 (1) 生食用食肉の規格基準(1時間) (2) 生食用食肉の取扱いに係る留意事項(病原微生物の制御、加熱殺菌の条件設定等(1時間)) (3) 食肉に関する衛生管理(腸管出血性大腸菌等のリスク、交差汚染	(認定生食用食肉取扱者) 第3条 <u>告示第1食品の部Dの生食用食肉の2(3)</u>に規定する、都道府県知事若しくは地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の規定に基づく政令で定める市及び特別区の長(以下「都道府県知事等」という。)が生食用食肉を取り扱う者として適切と認める者<u>(以下「認定生食用食肉取扱者」という。)</u>は、次のいずれかに該当する者とする。 (1) 市長が実施する、若しくは市長が指定する生食用食肉の安全性確保に必要な知識を習得する講習会(以下「認定生食用食肉取扱者養成講習会」という。)の課程を修了した者。 (2) 食品衛生責任者になるための資格を有する者(ただし、<u>告示第1食品の部Dの生食用食肉の2(3)</u>に規定する<u>法及び政令</u>に基づく資格を除く、及び加工を行う施設に従事する場合は、次条に規定した認定生食用食肉取扱者養成講習会の課程を修了した者に限る)。 (3) 他の都道府県知事等が、認定生食用食肉取扱者として認める者。 (認定生食用食肉取扱者養成講習会) 第4条 前条の認定生食用食肉取扱者養成講習会における講習の項目は次に掲げるとおりとする。なお、受講者が生食用食肉の加工を行う施設の食品衛生責任者の場合は、<u>第3号</u>に規定する項目について受講を免除することができる。 (1) 生食用食肉の規格基準(1時間) (2) 生食用食肉の取扱いに係る留意事項(病原微生物の制御、加熱殺菌の条件設定等(1時間)) (3) 食肉に関する衛生管理(腸管出血性大腸菌等のリスク、交差汚染防

現行	改正案
防止対策等）（１時間） ２ 認定生食用食肉取扱者養成講習会（ただし、同条第５項に定める組合等の団体が開催する場合を除く）を受講しようとする者は、認定生食用食肉取扱者養成講習会受講申込書（第１号様式）を、保健所長に提出すること。 ３ 保健所長は、認定生食用食肉取扱者養成講習会を修了した者に対して認定生食用食肉取扱者養成講習会修了証（第２号様式）（以下「修了証」という。）を交付し、認定生食用食肉取扱者養成講習会修了者名簿（第３号様式）に必要事項を登録する（ただし、同条第５項に定める組合等の団体が開催する場合を除く）。 ４ 保健所長から修了証の交付を受けた者は、修了証を紛失し、若しくは損傷し、又は記載事項の変更があったときは、<u>認定生食用食肉取扱者養成講習会修了証書換・再交付申請書</u>（第４号様式）を保健所長に提出し、書換又は再交付を受けること。 ５ 前条第１項第１号に規定する認定生食用食肉取扱者養成講習会を組合等の団体が開催する場合は、次によるものとする。 （１）講習会を開催するものは、食品衛生の発展・向上等に相当の実績を持った組合等の団体に限ること。 （２）講習会を開催するにあたっては、認定生食用食肉取扱者養成講習会指定申請書（第５号様式）に必要事項を記載の上、市長あて申請し指定を受けること。 （３）申請書には実施計画、実施内容等を具体的かつ詳細に記載すること。 （４）講習会は、組合等団体加入者以外の者でも受講できるものであること。	止対策等）（１時間） ２ 認定生食用食肉取扱者養成講習会（ただし、同条第５項に定める組合等の団体が開催する場合を除く）を受講しようとする者は、認定生食用食肉取扱者養成講習会受講申込書（第１号様式）を、保健所長に提出すること。 ３ 保健所長は、認定生食用食肉取扱者養成講習会を修了した者に対して認定生食用食肉取扱者養成講習会修了証（第２号様式）（以下「修了証」という。）を交付し、認定生食用食肉取扱者養成講習会修了者名簿（第３号様式）に必要事項を登録する（ただし、同条第５項に定める組合等の団体が開催する場合を除く）。 ４ 保健所長から修了証の交付を受けた者は、修了証を紛失し、若しくは損傷し、又は記載事項の変更があったときは、<u>認定生食用食肉取扱者養成講習会修了証書換え（再交付）申請書</u>（第４号様式）を保健所長に提出し、書換<u>え</u>又は再交付を受けること。 ５ 前条第１項第１号に規定する認定生食用食肉取扱者養成講習会を組合等の団体が開催する場合は、次によるものとする。 （１）講習会を開催するものは、食品衛生の発展・向上等に相当の実績を持った組合等の団体に限ること。 （２）講習会を開催するにあたっては、認定生食用食肉取扱者養成講習会指定申請書（第５号様式）に必要事項を記載の上、市長あて申請し指定を受けること。 （３）申請書には実施計画、実施内容等を具体的かつ詳細に記載すること。 （４）講習会は、組合等団体加入者以外の者でも受講できるものであること。

現行	改正案
(5) 講習会の講習内容及び講習時間は同条第1項各号に準ずること。 (6) 講習会の講師は、食品衛生の実務に3年以上携わったことのある次のいずれかに該当する者であること。 ア <u>食品衛生法</u>第48条第6項第1号又は第2号に規定する者 イ <u>食品衛生法施行令</u>第9条第1項第1号、第3号又は第4号に規定する者 (7) 講習会受講修了者に対しては、次の事項を記載した認定生食用食肉取扱者養成講習会修了証 <u>(A4)</u> を交付すること。 ア 講習会の名称及び開催者の氏名 イ 受講者の氏名及び生年月日 ウ <u>受講年月日及び受講番号</u> (8) 講習会終了後、速やかに市長に認定生食用食肉取扱者養成講習会実施報告書（第6号様式）を提出すること。 （届出） 第5条 生食用食肉を加工又は調理する営業者（以下「生食用食肉取扱営業者」という。）は、事前に生食用食肉を取り扱う施設ごとに、<u>生食用食肉取扱者設置（変更）届出書</u>（第7号様式）（以下「届出書」という。）を保健所長に提出しなければならない。<u>また、生食用食肉取扱者を変更したときは、その日から15日以内に、同様式を用いて保健所長に提出しなければならない。</u> 2 前項の届出書を提出する際には、<u>告示2(3)</u>の規定に該当する者であることを証する書類を提示しなければならない。 3 保健所長は、第1項の届出書を受理したときは、遅滞なく、当該営	(5) 講習会の講習内容及び講習時間は同条第1項各号に準ずること。 (6) 講習会の講師は、食品衛生の実務に3年以上携わったことのある次のいずれかに該当する者であること。 ア <u>法</u>第48条第6項第1号又は第2号に規定する者 イ <u>政令</u>第9条第1項第1号、第3号又は第4号に規定する者 (7) 講習会受講修了者に対しては、次の事項を記載した認定生食用食肉取扱者養成講習会修了証を交付すること。 ア 講習会の名称及び開催者の氏名 イ 受講者の氏名及び生年月日 ウ <u>修了年月日及び修了証番号</u> (8) 講習会終了後、速やかに市長に認定生食用食肉取扱者養成講習会実施報告書（第6号様式）を提出すること。 （届出） 第5条 生食用食肉を加工又は調理する営業者（以下「生食用食肉取扱営業者」という。）は、事前に生食用食肉を取り扱う施設ごとに、<u>生食用食肉取扱者設置届出書</u>（第7号様式）（以下「届出書」という。）を保健所長に提出しなければならない。 2 前項の届出書を提出する際には、<u>告示第1食品の部Dの生食用食肉の2(3)</u>の規定に該当する者であることを証する書類を提示しなければならない。 3 保健所長は、第1項の届出書を受理したときは、遅滞なく、当該営業

現行	改正案
業者に生食用食肉取扱者設置届出済証（第 8 号様式）（以下「届出済証」という。）を交付するものとする。 4 生食用食肉取扱営業者は、届出済証の交付を受けたときは、遅滞なく、当該営業施設の見やすい場所に掲示しなければならない。 <u>（新設）</u> <u>5</u> 生食用食肉取扱営業者は、届出済証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、遅滞なく、生食用食肉取扱者設置届出済証再交付申請書（<u>第 9 号様式</u>）を保健所長に提出し、届出済証の再交付を受けなければならない。 <u>6</u> 生食用食肉取扱営業者は、生食用食肉の加工、調理を廃止したときは、遅滞なく、届出済証を保健所長に返納しなければならない。 附 則 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。	業者に生食用食肉取扱者設置届出済証（第 8 号様式）（以下「届出済証」という。）を交付するものとする。 4 生食用食肉取扱営業者は、届出済証の交付を受けたときは、遅滞なく、当該営業施設の見やすい場所に掲示しなければならない。 <u>5 第 1 項の届出事項に変更があったときは、速やかに生食用食肉取扱者設置届出事項変更届出書（第 9 号様式）を保健所長に提出するとともに、届出済証の記載事項に変更がある場合は、届出済証の書換え交付を受けなければならない。また、届出が生食用食肉取扱者の変更に係るときは、告示第 1 食品の部Dの生食用食肉の 2 (3)の規定に該当する者であることを証する書類を提示しなければならない。</u> <u>6</u> 生食用食肉取扱営業者は、届出済証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、遅滞なく、生食用食肉取扱者設置届出済証再交付申請書（<u>第 10 号様式</u>）を保健所長に提出し、届出済証の再交付を受けなければならない。 <u>7</u> 生食用食肉取扱営業者は、生食用食肉の加工又は調理を廃止したときは、遅滞なく、<u>生食用食肉取扱廃止届出書（第 11 号様式）を保健所長に提出し、届出済証を保健所長に返納しなければならない。</u> 附 則 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(旧)

第1号様式(第4条第2項)

認定生食用食肉取扱者養成講習会受講申込書

年 月 日

横浜市が開催する認定生食用食肉取扱者養成講習会を受講したいので、次のとおり申込みます。

1 受講者

(1) 氏^{フリガナ}名

(2) 生年月日年 月 日.....

(3) 住 所

(4) 電話番号

(5) 食品衛生責任者の資格要件 有 ・ 無

有の場合

資格の種類 ()

資格取得日・番号 (年 月 日 第.....号)

資格取得自治体名等 ()

(6) 受講希望日

年 月 日

※ 食品衛生責任者の資格要件をみたす者は、資格を証明する書類(原本)を提示してください。

(A4)

(新)

第1号様式(第4条第2項)

認定生食用食肉取扱者養成講習会受講申込書

年 月 日

横浜市が開催する認定生食用食肉取扱者養成講習会を受講したいので、次のとおり申込みます。

1 受講者

(1) 氏^{フリガナ}名

(2) 生年月日年 月 日.....

(3) 住 所

(4) 電話番号

(5) 食品衛生責任者の資格要件 有 ・ 無

有の場合

資格の種類 ()

資格取得日・番号 (年 月 日 第.....号)

資格取得自治体名等 ()

(6) 受講希望日

年 月 日

※ 食品衛生責任者の資格要件をみたす者は、資格を証明する書類(原本又は写し)を提示して

ください。

(A4)

(旧)

第2号様式(第4条第3項)

第 号

認定生食用食肉取扱者養成講習会修了証

氏 名

生年月日 年 月 日

あなたは、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第13条第1項の規定に基づき定められた食品、添加物の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)第1食品の部Dの生食用食肉の2(3)に規定する生食用食肉を取り扱う者として適切と認める者を養成するための講習会に於いてその課程を修了したことを証します。

講習会修了年月日 年 月 日

横浜市保健所長 印

(A4)

(新)

第2号様式(第4条第3項)

第 号

認定生食用食肉取扱者養成講習会修了証

氏 名

生年月日 年 月 日

あなたは、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第13条第1項の規定に基づき定められた食品、添加物の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)第1食品の部Dの生食用食肉の2(3)に規定する生食用食肉を取り扱う者として適切と認める者を養成するための講習会ににおいてその課程を修了したことを証します。

講習会修了年月日 年 月 日

横浜市保健所長 印

(A4)

(旧)

認定生食用食肉取扱者養成講習会修了者名簿

第3号様式(第4条関係第3項)

[illegible]

(A4)

(新)

認定生食用食肉取扱者養成講習会修了者名簿

第3号様式(第4条第3項)

[illegible]

(A4)

(旧)

第4号様式（第4条第4項）

認定生食用食肉取扱者養成講習会修了証書換え（再交付）申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市保健所長

（〒 ー ）

住 所

氏 名

年 月 日生

電話番号（ ） ー

横浜市生食用食肉取扱者に関する要綱第4条第4項の規定に基づき、認定生食用食肉取扱者講習会修了証の書換え（再交付）を申請します。

1 修了証番号及び登録年月日

2 書換え（再交付）申請の理由

3 書換え事項

4 理由の発生年月日 年 月 日

添付書類

- 1 旧修了証を添付してください。
- 2 紛失の場合は、理由書を添付してください。
- 3 書換え事項がある場合は、変更事項を証する戸籍抄（謄）本（発行日から6ヶ月以内のもの）を提示してください。

(A4)

(新)

第4号様式（第4条第4項）

認定生食用食肉取扱者養成講習会修了証書換え（再交付）申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市保健所長

（〒 ー ）

住 所

氏 名

年 月 日生

電話番号（ ） ー

横浜市生食用食肉取扱者に関する要綱第4条第4項の規定に基づき、認定生食用食肉取扱者講習会修了証の書換え（再交付）を申請します。

1 修了証番号及び登録年月日

2 書換え（再交付）申請の理由

3 書換え事項

4 理由の発生年月日 年 月 日

添付書類

- 1 旧修了証を添付してください。
- 2 紛失の場合は、理由書を添付してください。
- 3 書換え事項がある場合は、変更事項を証する戸籍抄（謄）本（発行日から6ヶ月以内のもの）を提示してください。

(A4)

(旧)

第5号様式（第4条第5項第2号）

認定生食用食肉取扱者養成講習会指定申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

住 所
申請者
団 体 名
代表者氏名
電話 ()

横浜市長生食用食肉取扱者に関する要綱第4条第5項第2号の規定により、講習会の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

講習会の開催団体名 及び代表者氏名	
講習会の開催日時	年 月 日 時 分～ 時 分
講習会の開催場所	
受講者予定人数	人
講 師	
受講料を徴収する場合はその額	
備 考	

(注意) 1 主催団体の欄には、協賛団体、後援団体があればその団体名も記載してください。

2 講習会受講修了者に交付する認定生食用食肉取扱者養成講習会修了証の様式を添付してください。

(A4)

(新)

第5号様式（第4条第5項第2号）

認定生食用食肉取扱者養成講習会指定申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

住 所
申請者
団 体 名
代表者氏名
電話 ()

横浜市長生食用食肉取扱者に関する要綱第4条第5項第2号の規定により、講習会の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

講習会の開催団体名 及び代表者氏名	
講習会の開催日時	年 月 日 時 分～ 時 分
講習会の開催場所	
受講者予定人数	人
講 師	
受講料を徴収する場合はその額	
備 考	

(注意) 1 講習会の開催団体名の欄には、主催団体の他に協賛団体又は後援団体があればその団体名も記載してください。

2 講習会受講修了者に交付する認定生食用食肉取扱者養成講習会修了証の様式を添付してください。

(A4)

(旧)

第 6 号様式（第 4 条第 5 項第 8 号）

認定生食用食肉取扱者養成講習会実施報告書

年 月 日

(報告先)
横浜市長

住 所
報告者
団 体 名
代表者氏名
電話 ()

年 月 日に開催しました標記講習会における受講修了者を報告します。

認定生食用食肉取扱者受講修了者名簿

受 講 者 氏 名	修 了 証 番 号	認 定 日

(A4)

※名簿は別紙添付可

(新)

第 6 号様式（第 4 条第 5 項第 8 号）

認定生食用食肉取扱者養成講習会実施報告書

年 月 日

(報告先)
横浜市長

住 所
報告者
団 体 名
代表者氏名
電話 ()

年 月 日に開催しました標記講習会における受講修了者を報告します。

認定生食用食肉取扱者受講修了者名簿

受 講 者 氏 名	生 年 月 日	修 了 証 番 号	修 了 日

(A4)

※名簿は別紙添付可

(旧)

第7号様式（第5条第1項）

生食用食肉取扱者設置（変更）届

年 月 日

（届出先）

横浜市保健所長

（〒

住 所

営業者

氏 名

〔法人の場合は、名称・
代表者の役職・氏名〕

電 話

横浜市生食用食肉取扱者に関する要綱第5条第1項の規定により、当該施設の生食用食肉取扱者を届け出ます。

台帳番号		台帳番号	
台帳番号		台帳番号	
施 設	所 在 地		
	名 称		
電話			
営業の種類			
生食用食肉取扱内容		加工 調理	
生 食 肉 取 扱 者	氏 名	資 格	
※変更前の生食用食肉取扱者の氏名			

添付書類 1 生食用食肉取扱者の資格を証明する書類（原本）を提示してください。

- （注意） 1 営業者は、この届出書を生食用食肉の取扱いを開始する前に施設の所在地を所管する福祉保健センターに提出してください。
- 2 生食用食肉取扱者を記載する欄が足りない場合、別紙に記載し、添付してください。

(A4)

(新)

第7号様式（第5条第1項）

生食用食肉取扱者設置届出書

年 月 日

（届出先）

横浜市保健所長

（〒

住 所

届出者

氏 名

〔法人の場合は、名称・
代表者の役職及び氏名〕

電 話

横浜市生食用食肉取扱者に関する要綱第5条第1項の規定により、当該施設の生食用食肉取扱者を届け出ます。

台帳番号		台帳番号	
台帳番号		台帳番号	
営 業 所	所 在 地		
	名 称		
電話			
営業の種類			
生食用食肉取扱内容		加工 調理	
生 食 肉 取 扱 者	氏 名	資 格	

- （注意） 1 生食用食肉取扱者の資格を証明する書類（原本又は写し）を提示してください。
- 2 営業者は、この届出書を生食用食肉の取扱いを開始する前に施設の所在地を所管する福祉保健センターに提出してください。
- 3 生食用食肉取扱者を記載する欄が足りない場合、別紙に記載し、添付してください。

(A4)

(旧)

第8号様式(第5条第3項)

第 号
年 月 日

生食用食肉取扱者設置届出済証

(住所:法人のみ)

氏名
(法人の場合は、名称、代表者の役職・氏名)

横浜市保健所長 印

横浜市生食用食肉取扱者に関する要綱第5条第3項の規定により、下記の施設は生食用食肉取扱者の設置届出済であることを証します。

営業所名称

営業所所在地

営業の種類

生食用食肉取扱内容 (加工 ・ 調理)

生食用食肉取扱者氏名

(A4)

(新)

第8号様式(第5条第3項)

第 号
年 月 日

生食用食肉取扱者設置届出済証

氏名
(法人の場合は、名称)

横浜市保健所長 印

横浜市生食用食肉取扱者に関する要綱第5条第3項の規定により、下記の施設は生食用食肉取扱者の設置届出済であることを証します。

営業所名称

営業所所在地

営業の種類

生食用食肉取扱内容 (加工 ・ 調理)

生食用食肉取扱者氏名

(A4)

(新設)

(新)

第9号様式（第5条第5項）

生食用食肉取扱者届出事項変更届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市保健所長

(〒)

住 所

届出者

氏 名

〔法人の場合は、名称、
代表者の役職及び氏名〕

電 話

当該施設の生食用食肉取扱者に関する届出事項に変更が生じましたので、横浜市長
用食肉取扱者に関する要綱第5条第5項の規定により届け出ます。

台帳番号		台帳番号	
台帳番号		台帳番号	
営 業 所	所 在 地	電 話	
	名 称		
営 業 の 種 類			
新 た に 設 置 す る 生 食 用 食 肉 取 扱 者	氏 名	資 格	
変 更 前 の 生 食 用 食 肉 取 扱 者 の 氏 名			
生 食 用 食 肉 取 扱 者 以 外 の 届 出 事 項 の 変 更	事 項		
	変 更 前		
	変 更 後		
変 更 年 月 日		年 月 日	

- (注意) 1 生食用食肉取扱者の資格を証明する書類（原本又は写し）を提示してください。
- 2 届出事項に変更があった場合は、速やかにこの届出書を施設の所在地を所管する福祉保健センターに提出してください。
- 3 生食用食肉取扱者を記載する欄が足りない場合、別紙に記載し、添付してください。

(A4)

第9号様式（第5条第6項）

生食用食肉取扱者設置届出済証再交付申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市保健所長

(〒)

住 所

営業者

氏 名

〔法人の場合は、名称・
代表者の役職・氏名〕

電 話

次のとおり生食用食肉取扱者設置届出済証の再交付を受けたいので、横浜市生食用食肉取扱者に関する要綱第5条第6項の規定により申請します。

台帳番号		台帳番号
台帳番号		台帳番号
営 業 所	所 在 地	電 話
	名 称	
営 業 の 種 類 (営業種目又は製造品目を記入してください。)		業 ()
亡 失 (き 損) の 場 所		
亡 失 (き 損) の 年 月 日		年 月 日
理 由		

(注意) この申請書は、営業所の所在地を所管する福祉保健センターに提出してください。

(A4)

第10号様式（第5条第6項）

生食用食肉取扱者設置届出済証再交付申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市保健所長

(〒)

住 所

申請者

氏 名

〔法人の場合は、名称・
代表者の役職及び氏名〕

電 話

次のとおり生食用食肉取扱者設置届出済証の再交付を受けたいので、横浜市生食用食肉取扱者に関する要綱第5条第6項の規定により申請します。

台帳番号		台帳番号
台帳番号		台帳番号
営 業 所	所 在 地	電 話
	名 称	
営 業 の 種 類 (営業種目又は製造品目を記入してください。)		業 ()
亡 失 (き 損) の 場 所		
亡 失 (き 損) の 年 月 日		年 月 日
理 由		

(注意) この申請書は、営業所の所在地を所管する福祉保健センターに提出してください。

(A4)

(新設)

(新)

第11号様式（第5条第7項）

生食用食肉取扱廃止届出書

年 月 日

(申請先)

横浜市保健所長

(〒)

住 所

届出者

氏 名

〔 法人の場合は、名称、
代表者の役職及び氏名 〕

電 話

次のとおり生食用食肉の取扱いを廃止したので、横浜市生食用食肉取扱者に関する要

綱第5条第7項の規定により届け出ます。

台帳番号		台帳番号
台帳番号		台帳番号
施 設	所 在 地	電 話
	名 称	
営 業 の 種 類		
廃 止 年 月 日		年 月 日
理 由		

添付書類 生食用食肉取扱者設置届出済証を添付してください。

(注意) この届出書は、営業所の所在地を所管する福祉保健センターに提出してください。

(A4)